

○剪定枝の分別Q & A

	問い合わせ	回答
1	イヌマキやサツキなどを剪定した際に出る細い枝も剪定枝になりますか。	剪定枝となります。
2	木を支える支柱や角材は剪定枝ですか。	市販されている木製品は、剪定枝ではありません。 直径が10cm以下のもので、45リットルまでの透明袋に入ればもやせるごみとなります。直径が10cmを超えるか45リットルまでの透明袋に入らないもの（長さ2mまで）は粗大ごみになります。
3	あじさいやバラは剪定枝ですか。	あじさいやバラを剪定した細い茎の部分は、剪定枝ではありません。 もやせるごみとなります。
4	つるは剪定枝ですか。	つるは、剪定枝ではありません。 もやせるごみとなります。
5	仏壇の花や門松の竹や松は剪定枝ですか。	仏壇の花や門松の竹や松は、剪定枝ではありません。 45リットルまでの透明袋に入ればもやせるごみ、入らなければ粗大ごみになります。
6	草や葉のみの場合も剪定枝ですか。	草や葉のみの場合は、剪定枝ではありません。 もやせるごみとなります。
7	葉付きの枝は、枝と葉を分けないといけないのですか。	葉付きの枝は、葉は分けずにそのまま剪定枝として戸別収集に出してください。
8	粉碎機で剪定枝をチップにしたものは、もやせるごみの日に、ごみステーションに出せますか。	粉碎機で剪定枝をチップにしたものも剪定枝となり、ごみステーションに出すことはできません。 ご自宅で活用するか、戸別収集に出してください。
9	戸別収集の申込み先を教えてください。	鹿児島市環境サービス財団 電話 099-268-8888 受付時間：月～金曜日 8:30～17:15 ※土日、12月31日～1月3日は除く。
10	剪定枝の戸別収集は無料ですか。	無料です。
11	戸別収集は量にかかわらず収集しますか。	収集します。
12	戸別収集は何時までに出せばいいですか。	朝8時30分までに、申込時に案内があった場所（門前等）に出してください。
13	戸別収集は立ち会わないといけないのでですか。	立ち合いの必要はありません。

	問い合わせ	回答
14	約1週間後に収集をすることであるが、収集する日は決まっていますか。	申込時に、収集日をご案内します。
15	草や葉も一緒に戸別収集してもらえますか。	剪定枝のみが対象であり、草や葉は戸別収集しません。草や葉はもやせるごみとして、ごみステーションに出すなどしてください。
16	剪定枝はどのようにして戸別収集に出せばいいですか。	荒縄、麻縄など自然素材のひもで縛るか、縛ることができない場合は45リットルまでの透明袋に入れて、口を縛って出してください。
17	収集された剪定枝はどのように処分するのですか。	民間業者へ引き渡し、粉碎後、資源化されます。 令和7年度はバイオマス発電の燃料として活用しています。
18	台風などの日も戸別収集するのですか。	悪天候が見込まれる場合は、収集日を延期する場合があります。その場合は、対象者へ連絡します。
19	粉碎機の無料貸し出しの申込み先や貸し出しはどこで行っていますか。	申込み先や貸出場所は下記のとおりです。 資源政策課 易居町1-2 TEL216-1290 清掃事務所 犬迫町11900 TEL238-0201 北部清掃工場 犬迫町11900 TEL238-0211 南部清掃工場 谷山港3-3-3 TEL261-5588 吉野支所総務市民課（吉野町3256-3、TEL244-7111） 吉田支所総務市民課（本城町1696、TEL294-1211） 桜島支所桜島総務市民課（桜島藤野町1439、TEL293-2346） 桜島支所東桜島総務市民課（東桜島町863-1、TEL221-2111） 喜入支所総務市民課（喜入町7000、TEL345-1112） 松元支所総務市民課（上谷口町2883、TEL278-2112） 郡山支所総務市民課（郡山町141、TEL298-2111）
20	粉碎機の貸し出し期間や貸出料金について教えてください。	個人は5日間、町内会等は10日間で、無料です。
21	市の無料貸出し用の粉碎機はどのくらいの太さの枝が処理できますか。また、処理できない枝がありますか。	粉碎できる枝の太さは3cmまでです。 粉碎できないものは、草、葉、竹、太さ1cm未満の柔らかい枝（サザンカなど）です。